平成25年9月27日

各位

会 社 名　株 式 会 社　日 本 取 引 所 グ ル ー プ
代 表 者 名　取締役兼代表執行役グループCEO　斉藤　惇
（コード 8697　東証第一部）
問 合 せ 先　広報・ＩＲ部長　　多賀谷　彰
（ Ｔ Ｅ Ｌ　（０３）３６６６－ １３６１）

附帯上告の提起及び附帯上告受理申立てに関するお知らせ

当社の子会社である株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から提起されている損害賠償請求訴訟について、平成25年7月24日に東京高等裁判所において言い渡された控訴審判決に対して、本日、最高裁判所に附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行うことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本件控訴審判決は、みずほ証券による控訴を理由がないものとして棄却する一方、東証による附帯控訴には一部理由があるとして第一審判決を変更するものですが、東証といたしましては、判決の内容並びにみずほ証券により上告の提起及び上告受理の申立てがなされたことなどを踏まえ、訴訟代理人と様々な角度から検討した結果、最高裁判所に附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行うことといたしました。

現時点では、この訴訟による当グループの連結業績への影響は軽微であると考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、本件訴訟の経緯及び控訴審判決の内容につきましては、平成25年7月24日付「子会社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」及び平成25年8月7日付「上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」をご参照ください。

以　上